

近江国水口宿蓮花寺所蔵「宿村庄屋家業覚書」について

大塚英二

本史料は近江国水口宿（現滋賀県甲賀市水口）の水口山蓮花寺に伝わった史料である。しかし、内容は寺院に関わるものではなく、宿村の庄屋等を歴任にした百姓家に関わるものである。実は、蓮花寺旦那中に有力百姓中村家（はじめは堀田氏であったが、故あって中村に改氏した、しかし幕末期に再び堀田氏に復した）があり、同家は近代に入り退転したとされるが、その文書が多く蓮花寺文書として混入された可能性があるのである。蓮花寺文書は現在整理中であり、その全体像はまだ分からないが、印可状の類を中心とした近世文書が数百点、寺の家政関係を中心とした近代文書が二千点ほどあるとみられる。その中には、寺講中間係文書が多く含まれるほか、検地帳等の村政にかかわるものも何点か確認できる。寺講中とは蓮花寺の事務に寺務を掌る納所とは別に、旦那連中の寺務に対する後援活動を中心的に担う者たちと考えられる。その講中を差配していたのが中村家であった。それゆえ、同家が所蔵していた文書の一部が蓮花寺に伝わったと推定される。中村家の系図を蓮花寺に残る過去帳等の資料から再現すると図1のとおりである。この系図を参照しつつ、以下に掲げる史料（百姓のイエにかかわる覚書の類）を読んでいくこととするが、本史料の価値は言うまでもなく近世のイエについて当事者が生の形で語るところにある。その辺りを中心に紹介・解説したい。

家の為身の為ニならずとおもひ、当春滞留申見へたし、年ふるに随ひなこり気（病損、以下同じ）足下養家へ来
 いし 当 滞留申 漸々気にお（筋力）故ニそのあらましを書付てしめ
 し候、世俗におこる者久からすといひ、老子も衿者不長との給ひし、儉を専として必敬慎の二字を胸におくへし、
 忠言耳に御かふとて腹立給へからす、あしき事ハ不申進候

図1 水口宿碓屋中村家系図

①白峯院円俊（貞信、初め堀田氏、水口に来て改氏、文禄三年没）—— ②唯信（中村市郎右衛門、慶長十七年没）

妻 誓応法清尼（元和二年没）

③教円（市郎右衛門、寛文元年没）—— ④淨信（市郎右衛門、宝永六年没）—— ⑤淨休（市郎右衛門、寛保三年没）

妻 妙善（寛文八年没） 妻 妙林（正徳四年没） 妻 妙寿（寛延四年没）

⑥淨誓（市郎右衛門、明和五年没）—— ⑦淨真（市郎右衛門、寛政四年没）

妻 妙誓（天明九年没、九十三歳） 妻 願入誓信（寛政六年没）

⑧宗本（与七、養子、堀田に改氏、安政二年没）—— ⑨淨要（初め十兵衛、市郎右衛門、養子、明治五年没没）

妻 妙斎（安政二年没） 妻 歎喜誓信（明治十八年没）

⑩了感（堀田源三郎、明治三十七年没）—— ⑪智願（堀田伊三郎、大正四年没）

妻 妙廓（明治十九年没） 妻 妙感（明治四十五年没）

①一足下の養家ハ代々百姓にて商人ニハあらず、其証ハ是と定れる商売なし、爰百五十年來の事を申おくに、先代にハ鱈・干鰯・油糟の類を商ひ、先々代ハあらものニ肥物をまじへ、作徳米もつて酒を造給へり、其先々ち四代先まで一代ハ油をしめて売、其先素麵を引て商給ふと也、祖母妙誓様御幼稚の時小麦の粉をひく相手に盲人を多くやとひ給候よしのむかし咄しを聞伝へり、既に百三十年前の事也、今ハ魚の納屋と云ものをし、又近年油をしめるの類、皆一代限の商にて、先祖よりは是と定れる物なし、元來百姓なれハこそ往古ハしらず、淨信様已來百七十年ハ代々古城廻の庄屋・惣庄屋・大庄屋などをかね勤め來れり、皆地方の役也、家大人惣年寄を勤給ふハ先代不勝手ニ付田畑人に讓給ひし後ハ、所持高十が一に成たる故、地方の役ハ不 被仰付と察せられたり、全体町の役を不勤地方の役をつとめて百姓を専とし商を添とするが先祖よりの仕來りなり、商を主とし百姓を客とするハ家のつとめにあらずと心得給ふべし、先代まで元方を勤め給へ共、是ハ町地に住て聊金銀融通の出来る身上たる故の事也

②一田畑共手一はい作りて余之分当可申事先々よりの家業也、家大人に田を作り給へと毎度す、め申せとも怠りて作給ハす、近年百姓氣になり給ふ、よき事也

但、商を主とする家ハ田畑あてらるゝ程宛て、作人なき分不得止して手作する也、足下の家の職是に反せり

③一先達も咄候通古城廻田畑大道ち東ハ教円様御若年の時始て開発し、早魃の患なき様に池を堀給ふ迄にも功夫を費し給ふ所ゆへ、子孫に至りていか程貧乏する共不可売と遺言し給ふよし聞伝へり、全よき所といふ故の義ニあらす、天正落城の後荒たる所を毛の付迄二骨を折給ふゆへ、かくはい、残し置れしとなり、外の田畑ハ聊もい、送りなし、さすれハ右田畑ハ先祖の功德恩義をおもひて手作出情すれば、祖先ハいふニ不及老妣までも悦び給ふへしとおもはるゝ也

④一惣而百姓の所業ハ蒔もの・植もの其季節を考へ不後様肝要なり、旬といふ文字味ふへし

⑤一主人の身持ハ明六時前より起て、夫々の手当をしおきて、朝飯をくい、火を懸して夕飯を喰ふなり、自分鋤鉞を

とりて、下男下女同様働くを要とすべし

但、病身にて力業不出來の人ハ是非もなし、せめてハともにゆき共ニ歸りて其仕様を差図するか、又ハ度々見廻りて惰慢なからしむる事專一たるへし

⑥ 一取得たる内、上米を年貢とし、中を売りて肥代及ひ年中の費用に償ひ、下米或ハゆるこなどいふもの、其他の穀物を食すへし、百姓の作業として此三条の心得違ふ人ハ冥慮にも不叶となり、併商を主とする人ハ其日くくの利益或ハ年月の思惟をめぐらし、大金を設得たる時ハ膏粱(マヤ)の物を食す共、又ハ日出て起日暮て寝とも、又物ずきに耽りても父母に孝養を尽し、妻子の扶助さへすれば足る事也、百姓の心得とハ真に違へり、足下必商人の趣意見習へからず、家風に違

⑦ 一豆・小豆・場麻・たはこ・干瓢・菜種惣而入用程のけ置、其余ハ売て年中の費用ニするもの歟、百姓ハ塩の外カはずといふ事当れり

⑧ 一むしろ・もっこ・縄・草り・わらんしなどいふものすへてのワらの具、是また農事必用なれば申ニ不及、柴・薪・割たばこ・結髪・かこいかき・さゝら・すりこ木の類、或ハ損しもの、繕すへて手になかひ候程の事ハ錢を出して人にさせる者にあらず、自身不出來の品のミ買調て、其余ハ見苦敷とも手細工たるへし、商人ハ交易か主なれハ意もまた違へり、余ハ準知すべし

⑨ 一落穂をはしめ豆・小豆・麦已下木のきれ、縄のはし、紙くずニ至まで何ニてもすたれるものハ拾ひあぐべし、聊の品たり共、ミだりに土ニすべからず、たとひ隙があるとも、物かハすとも、ひろいあぐるハ天理にかなへり、古への美談青砥左衛門之なせり、川の錢にて知べし、穀物をこぼし、或ハ平生食すべきものを洗流しなどする類、尤罪を受事の一ツなり、百姓ハ冥加のよきものと人のいゝしハさる事也

⑩ 一身の廻平常鹿服を着る商人カ羽織を着るならば、百姓ハどんざといふもの下駄のはなをも竹皮たるへし、蛇の目傘一切不可用

⑪一よミかき算盤必用之芸一日もなくんハ有べからず、然とも家業を闕て習ふに及ハズ、卯二起亥に臥人の常なり、昔よりいふ、子に臥し寅におきて学ハんとする、芸に心を用へし、一年丸ノ七百二十時、塵積て山、年経て年二なる、怠べからざることなり、百姓にハ夏分午睡といふもの有、是ハ大に働き身の疲を休むる事にて、格別二平生骨折さるものハ人の午睡の間に物を稽古すべし、たとひ子に臥寅におきづとも責てハ其内一時を稽古の間とすべき歟、惣而遊芸なぐさみ等二百日を費スハ、有録の人か、又ハ家とくの多く繁るものか、所謂豊といふ人の事なるべし、稍く二今日を送るもの、或ハ借財を負て其工面二心を遣ふもの、如此ハ笑べきにたへたり

⑫一火の元自身見廻事肝要なり、それもかたくば召仕もの二心を添へし、物ことに付敬の字忘るべからず、敬ハうやまふといふ意よりも大切にする気味古書ニ多し、惣而行儀作法慎ミ、不礼・不躱なき様に心得、家業を専らし給ふべし

野生三十七歳迄在京、稽古ことは迄咄し也、夏夜ハ大体机にもたれて明しけり、養家に螟蛉して後ハ廢学のミならず芸事丸ニ止たり、いか、なれば寡君大借財、親族袖乞多く、一通り儉約などしてハ小補も不足、年中の鍛練、中ニ稽古慰ミ所にてハちかく候、前ニいふ出来る程のことハ手細工と申ハ、繕普請するニも壁ハ手ぬり、惣而木わり・柴かり迄人ニさせず、十兵衛入家の後、木わり・割たばこの類すべて力を用る事ハ同人に托すれ共、其余物こと成ほとはいまも手細工也、あなち錢をおしむにあらす、薄録の身として自身出来ることを人ニさせるハおごりに近きゆへ也、毎度申入之通人ハ父母ニ孝養し、妻に扶持する事か身の要也、縦令商人たり共現銀交易なれば、よミかき算盤もいらぬものと人もい、しか尤なり、しかし乍人としてあまり文盲手づつなるをよいといふにハあらず、右述る通、人の寝ている夜と休む間とを考へ、稽古しても足る事也、足下も是を学ひて身持をかたぐ、正直心を守之、渡世を第一と心得給へし、世にいふ商人気をよい事とおもひ給ふべからず、余ハ毎々申述候通おもひ出して必用ひ給へし、損のいかぬ事也

(注：丸数字・傍線筆者)

本史料は、便宜上、前書き部分と一二ヶ条の条文（一つ書き部分）及び後書きとに分けた。傍線を付したところは、系図と対照させこの史料をいかに読み解くかという点で重要と思われるところである。この覚書の作者は「妙誓」を祖母としている人物（妙誓の孫）であるから、系図より七代目の養子として中村家に入った八代目碓屋与七と断定できる。よって、その没年から、本史料の成立年代はだいたい天保期（一八三〇～四〇年代）と推定できる。つまり、本史料は近世後期に水口宿中島町の碓屋与七（中村市郎右衛門家）が家族と子孫へ書き残した覚書とみてよいのである。

さて、前書き部分は破損が多く、判読が極めて困難であったが、おおよそ、次のような内容である。即ち、「足下」（以前の意味で自分の跡継ぎ）に対して、養子として中村家に入った与七が老境のいま家のためにやや耳障りなことを言うが、悪いことではないので、よく聞いておけと言っている。その基本的なことは儉約と慎みである。

以下、逐条的に見ていこう。第一条は中村家がもともと商人なのか農人なのかを突き詰めて議論しているところで、本史料中、最も重要な部分であると思われる。与七は、中村家は代々百姓であつて商人ではないと最初に述べ、そのあとに証拠として、家として定まった商売はないとし、自分まで一五〇年ほどを見ても、先代はニシンや干鰯、油糟などの商いをしてしたが、先々代（六代目市郎右衛門で法名は浄誓、明和五年に七三歳で没している）はあらゆる（日常的な家庭用品）と肥料を合わせて扱ひ、酒造も行つていたという。そして、その先々代から四代先までは、油をしめて売つたり、素麺を挽いて商つたりしていたという。

そこで、祖母の妙誓（俗名お初）の昔語りが出てきて、彼女の幼少期には盲人を多く雇つていたという。それは一三〇年ほど前（推定宝永年中、一七〇〇年代）である。そして、現在では魚の納屋（魚介類の間屋か）をしていて、それぞれ一代限りの商売であるという。よって、先祖からこれといつて決まった商売は家業はなく、もともと「百姓」なのであり、結果として浄信様（即ち四代目市郎右衛門で、宝永六年七六歳で没）以来一七〇年ほど代々古城廻地域の庄屋・惣庄屋・大庄屋職を兼ねて勤めて来たのである。その役職はみな「地方の役」である。先代から「惣年寄」を勤めているが、これは先代のときに勝手向きが悪くなり田畑を人に譲つて所持高が一〇分の一になつてしまつたため、地方（じ

かた) Ⅱ村方の役を仰せつけられなくなったからである。一般に村方役人は年貢立替業務などを行うために経済的余力の大きい者が就任する場合が多いのであり、経済的に零落した中村家はその職を解かれたとみてよいだろう。要するに、与七の言によれば、先祖から同家は町の役には就かず村方の役に就いたのであり、百姓としての存在の仕方が主であつて、商人としてのあり方は「添」Ⅱ従であつたといふのである。「百姓」Ⅱ農人を「客」Ⅱ従とする心得を有してはならないと厳に戒めている。そのうえで、先代まで宿町の「元方」Ⅱ財政担当の役職を勤めていたのは、町地に暮らしていても金銀融通ができる身上があつたからだとする。

以上の与七の説明は、小さな「城下町」であり宿場町である水口に在する中村家の微妙な立ち位置を示しているが、本来、中村氏の暮らす中島町は宿場にあつて城下町の町続き地に当たるのである。それゆえ、宿場の役もこなすけれども、本来は宿場とその周辺の耕地を所有する「百姓」(厳密な意味での「町人」ではない)だということになるのである。そして、その意識こそ中村家としては重要だと家人(および子孫)に示しているのである。

第二条は地主としてのあり方について若干ふれている。即ち、所持地のうち手作りを十分に行い、それで手余りとなつた分について「当」Ⅱ宛作(小作)に出すことが基本だとしている。与七は「家大人」に常々田を作るよう進言してきたが、先代は怠けて農業を行わなかつた。ところが、最近は「百姓氣」即ち、百姓としてのあり方が基本となつており、それはよいことだとみているのである。但し、与七は非常に柔軟な考え方をしており、現在の中村家(堀田家)の経営状態は措くとして、イエとしてその時代の経営が商業中心であれば、所持地は可能な限り小作に出し、作人が足りなくなつた部分についてのみ手作りを行うのがよいとしている。

第三条は、イエの所持地の由緒とその扱い方について述べている。即ち、古城廻り(大岡寺より南東の地か、図2参照)の田畑で大道(Ⅱ東海道)より東は「教円様」即ち寛文元年没の三代目市郎右衛門が若い時(推定一六三〇年代)に開発した土地であり、早魃などの問題が起らないよう資財を傾けて用水池を作つたところなので、これから先子孫がいかに困窮しようとも売り払つてはならないとの遺言が伝わっているという。その土地は決して良い土地というわけ

ではなく、「天正」期の落城（これは慶長五年、一六〇〇年の関ヶ原の戦いにおける落城と誤解か）の後、荒れていた土地を作物が実るまでに骨折した過去を大切にしていたので、そのような遺言が残されたのだという。それ以外の土地については全く言い送りはないとして、古城廻りの土地を先祖の「功德恩義」を思つて守り手作りするところが大切であるか示している。近世の地域社会には草分け百姓的な有力百姓の存在がよく知られているが、中村家もそのような性格を持つ百姓であつたと考えられる。そのイエにとつて特に重要な再開発地としての「古城廻り」なのであつた。ちなみに、蓮花寺文書中には延宝七年の「水口美濃部村檢地帳」の古城廻分の抜書が存するが、これは中村家が自らの所持地にかかわるものとして特に抜書を作成しておいたものと推定される（これについては拙稿「史料紹介 延宝七年 江州甲賀郡美濃部水口村古城廻御檢地帳抜書」『愛知県立大学国際文化研究科論集』日本文化専攻編第三号、二〇一二年、参照）。

第四条は、百姓一般の心得を述べたもので、作付・仕付の時期を考え、遅れないようにすることが重要だとしている。「旬といふ文字」を味わうようにせよというのは、まさに味わいのある言葉である。

第五条では、豪農の家長のあり方について述べている。一家の主は朝六時前より起きて、いろいろと家業の準備をし、おき、それから朝飯を食べるといふ。夕食においては火を自ら焚くといふ。農作業では、自分で鋤・鍬を取つて先頭に立ち、下男や下女同様に働くことが肝要だとしている。商業的活動があるにせよ、農人としての経営からの遊離を常に心配した物言いである。農業の現場を大切に、病を得て現業労働ができなくても、下男たちと現場に立つて仕事を指図するか、見回つて経営内の者が怠けることのないよう指導せよとしている。

第六条では、百姓の年貢負担義務の心得と商人との違いについて述べている。即ち、取納物のうち上質の米を年貢として出し、中程度のものを売つて肥料代や日常の生活費用分を稼ぎ、質の悪い米やそれ以外の穀物を食用に充てるようにせよとしている。百姓として以上の心得がない場合は、冥慮、即ち仏や神からの有り難い思召しもないという。しかしながら、商いを主とする人はそれとは対照的だとする。彼らは日々の利益や将来設計に思いをめぐらし、大金を儲け

た場合には脂の乗った贅沢なものを食べてもよい。また、日の出の後に起きて日が暮れたら寝てもかまわないとする（百姓が日の出前に起き日没後に夜なべして働くのとは違うということか）。また、物好きに耽つたとしても、父母に孝養を尽くし妻子の扶助をしていれば、人として足りるといえる。これは百姓の心得とは全く違うものであつて、決して商人のあり方を見習つてはならないとし、それらが家風とは異なるものであることを指摘している。

第七条では、百姓の農作物での自給的な暮らしを推奨している。即ち、百姓は豆類はもちろん、衣料用の麻を作るほか、煙草、干瓢、菜種など大抵のものは自給し、それらから必要なものを除いて、余つたものを販売して日用の費用に充てるという。まさに、百姓は塩以外はほとんど自給しているというのである。なお、この文章は実際は自己矛盾している。百姓は塩以外は買わないと言いながら、余剰生産物を売却した代価を他の費用に充てるというのであるから、そこに別の何かを購入することは前提されているのである。いずれにせよ、百姓は大地から必要なものの大半を生み出すことができるという認識を与七は示したのである。

第八条は、前条と同様に、生活と生産に必要な物品を自給することの重要性を説いている。即ち、用具としての蓆・もっこ・縄・草履・草鞋など農事に不可欠な藁製品は言うまでもなく手作りⅡ自給するが、さらに「柴・薪・割たばこ・結髪・かこいかき・さゝら・すりこ木の類」や壊れたものの修繕もすべて手作業でできるものは、お金を出して人に任せてはならないという。自分の手でなすことの出来ないものだけ買い調べて、それ以外はたとえ見苦しくとも自分で細工するよう促している。こうした考え方は、交易を主とする商人とは異なるものであり、これ以外のこともこれに準じて推し量ることを望んでいる。

第九条では、儉約とものを大切にすることがについて述べている。即ち、稲の落穂拾いをはじめ、豆類や麦以下棒切れ、縄の端切れ、紙くずに至るまで、どのようなものでも捨ててあるものを拾い上げよという。わずかのものでは天理にもみだりに土に返してはならないといい、たとえ手間がかかっても、物品を買わずに済ませ、拾つて用いるのは天理にかなうものであるとしている。そこで青砥左衛門の美談が示される。即ち、鎌倉幕府の役人青砥は夜間に外出し、その

途中で川に一〇文の銭を落とすのであるが、それを取り戻すために五〇文の出費をしたという。これは青砥にとって大いなる無駄Ⅱ損であるという批判に対して、彼は一〇文を放置すればその銭は永久に失われることになるので、それ自体損害である。そこに五〇文を投入してもそれは商人の手元など社会に回転したので、決して全体としてはならないと述べたという。この美談は、手間がかかっても無駄と思わず社会的財を大切にするという教訓を述べたものであり、与七が物語や芝居で一般に共有されていた論理を巧みに自らの節儉・自給思想とつなげたものとみてよい。そのうえで、穀物をこぼしたり、普段の食材を洗い流してしまうなどの行為は罪を受けるべき行いだとしているのである。与七の論理としては、そのように無駄なく生きられる百姓こそ「冥加のよきもの」即ち、神仏からの恵みを与えられる存在だとしているのである。

第一〇条では、先の条文と同じように儉約を奨めている。即ち、通常平服を身につけている商人が羽織を着るのであれば、百姓は「どんざ」つまりボロや古綿でできた綿入れの着物を身につけ、下駄の鼻緒は竹皮でよいとし、蛇の目傘は用いてはならないというのである。

第一一条は、百姓の学びについて述べている。ほかの条文とやや趣を異にするが、節儉の精神と通じるところも見られる。それは、寸暇を惜しんで学ぶという点である。まず、次のように述べる。読み書き・算盤は不可欠の能力であり、それがなくては一日も暮らしていけない。しかし、家業の時間を削ってまで学ぶ必要はない。卯の刻、即ち朝六時に起きて亥の刻、即ち夜十時に寝るのが通常である。昔から言われていることだが、午前〇時に就寝し朝四時に起床して学習することが肝要であり、そのように学芸に心を用いよというのである。そうすれば、一年で合計七二〇時、即ち一四四〇時間も学習することになり、まさに塵も積って山となるように、年を経ていけば丸々一年間学んだことになるという。怠けていてはならないというのである。百姓の生活では夏季の暑い時分には午睡（昼寝）が一般的に行われるが、これは厳しい労働をした者がその疲れを取るのに役立つが、通常あまり厳しい労働をしていない者は、他の人々が午睡している間に学芸の稽古をすべきだという。たとえ午前〇時に寝て朝四時に起きなくとも、せめて午睡の間の一時を稽

古に用いるべきとする。全体として、遊芸や慰み事に一〇〇日も費すことができるのは、給与を多くもらっているものか、家の財産が多くあるものであり、いわゆる豊かな人々のことである。なんとか日々を暮らしているものや借財を抱えてその工面に腐心しているものが、そうした時間の使い方をしていたら笑いごとであるという。中村家はもともと非常に富裕な百姓家であったが、与七の段階では経営を縮小してきており、借財も負うことになっていたと考えられる。それを前提として、以上のような学びの姿勢が求められているのである。

第一二条は条文の最後になるが、火の用心と行儀作法について述べている。火の元は自分自身での見廻りが肝要であるが、それができない場合は召仕の者にきちんと言いつけなければならぬとする。また、物事では人を敬う気持ちが大切であり、「敬」の字を忘れてはならないとする。そして、敬うとはもともと尊敬という意味よりも大切にするという意味であるという。全体として、慎みある行儀作法をなし、不礼や不躰がないよう心得て、家業を専らに行えというのである。

最後は一つ書ではなく、全体を総括するような文章で結ばれており、中村家に養子として入ってきた与七がどのように暮らしてきて、なにゆえこの覚書を書くに至ったかが簡潔に述べられている。以下の通りである。即ち、与七は三七歳まで京都にいて学芸に励んでいて、夏の夜などは文机にもたれるようにして夜を明かした。しかし、中村家に「螟蛉」（養子に入ってから）は学問をやめただけでなく、芸事もすべて止めた。その理由は、中村家には借財がたくさんあり、親族のうちには袖乞い（物乞いをする者）もいて、通りいっぺんの儉約だけしてはほとんど補うこともできないからである。日常は鍛錬（厳しい労働のこと）しているので、学芸の稽古は慰められるものだ。自分でできる範囲のことは手細工ですることとし、繕い普請などの壁塗りも自ら行い、だいたい木割りや芝刈りも他人にはさせなかつた。ただ、十兵衛（系図の九代目市郎右衛門）が婿に入ってくれてからは、木割りや割たばこ（作業の内容不明）など力仕事は十兵衛に託すようにしたけれども、それ以外のことは今でも自分で細工をしている。これは決して銭を惜しんでのことではない。稼ぎの少ない者が自分でできることを他人にさせることは驕りに近いからである。何度も言い聞かせている通

り、父母に孝養し妻を扶持することが我が身として肝要なことである。たとえ商売人であっても現金をやり取りするなら読み書きや算盤の技能はいらなと言われるのもつともであるが、あまりに文字を知らず拙いものをよいと言っているのではない。先に述べたように、他の人が寝ている間と休んでいる間に学芸の稽古をしても足りるのである。お前もこのことを学んで身持ちを固くして正直な心を持って渡世することを第一と心掛けよ。世間という商人としての気持ちを持つことをよしとするな。私（与七）の述べたことを思い出して用いるようにすれば損はしないはずだといふのである。

一般に、近世期の百姓は単純な農業民というのではなく、商売の心得をもつて経営にあたることが多く、そうした目利きや気分というものが重要だとされているが、ここではそれと逆のことが推奨されている。しかも、商品生産・貨幣経済が非常に進展している畿内近国近江においての話である。これは何を意味しているのだろうか。それを解く鍵は中村家の経営状態の悪化であろう。史料中の記述にあるように、同家はもともと商人的百姓（農民）であったわけだが、与七が養子に入った段階で非常に困難な経営に陥っており、それを乗り切るために必要な意識として、商人であることではなく百姓＝農人であることを力説することで、逆説的に意識の変革をもたらし、経営立て直しに当たろうとしたのではないかと推定する。おそらく中村家が水口宿で商人的性格を払拭して活動することはできなかったと思われるが、逆に農人としての性格を前面に掲げることで、節儉と自給する意識を目覚めさせ、経営立て直しの一助とするねらいがあったものと考えるのである。

最後に、当該史料の公開を快く了解してくださいとくださった蓮花寺住職久我義範氏に心から御礼申し上げます。